

弘前市農福連携取組奨励金

◎農業者が障がい福祉事業所等へ作業委託または直接雇用した場合に奨励金を交付します。

○申請受付：令和8年4月1日（水）～（予算の範囲内で先着順）

お試しノウフク

○補助対象者

- 市内農業者または市内に本店等を有する農業法人

○要件

- 農福連携を実施する者で、過去に農福連携に関する補助金の交付を受けたことがないこと。
- 令和6年度及び7年度において市税等の滞納がないこと。

○奨励金額

以下の区分に応じた金額×延べ作業人数
※延べ作業人数上限:75人（うち直接雇用は15人まで）

障がい者等の区分	単価（円）
A型・就労移行支援※	2,700
B型※	900
直接雇用	4,800

シェアノウフク

○補助対象者

- 市内農業者または市内に本店等を有する農業法人

○要件

- 過去に農福連携に関する補助金の交付を1回受けたことがあり、令和8年度において農福連携に取り組み、取組の様子をSNS等で情報発信すること。
- 令和6年度及び7年度において市税等の滞納がないこと。

○奨励金額

以下の区分に応じた金額×延べ作業人数
※延べ作業人数上限:75人（うち直接雇用は15人まで）

障がい者等の区分	単価（円）
A型・就労移行支援※	1,300
B型※	400
直接雇用	2,400

※A型・B型は障がいの程度を表し、A型が比較的軽度、B型が比較的重度とされています。

活用例

区分	作物	作業	延べ作業人数	奨励金額
お試しノウフク (A型)	りんご	葉取り	60人 (3人×20日分)	2,700円×60人=162,000円
シェアノウフク (B型)	りんご	摘果、 反射シート撤去	75人 (3人×25日分)	400円×75人=30,000円

【裏面あり】

奨励金交付までの流れ



※①の申請予約をした場合は、予約時の事業実施予定期間に関わらず、実際に農福連携が終了した日から起算して30日を経過した日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、③の申請書類を提出ください。

必要なもの

①申請予約する場合（任意）

- ・農福連携取組奨励金申請予約票（様式第1号）
- ・農福連携の内容がわかる見積書または雇用契約書

③申請・請求する場合

- ・農福連携取組奨励金交付申請書兼請求書（様式第2号）
- ・奨励金額積算資料（様式第3号）
- ・農福連携を実施したことが確認できるもの
※委託先からの請求書や直接雇用の雇用契約書など
- ・委託料又は賃金の支払を証明するもの ※領収証、受領証など
- ・農作業に従事した障がい者や生活困窮者等の延べ作業人数の実績が確認できるもの
※内訳の記載された請求書や作業日誌など
- ・令和6年度及び令和7年度の市税等の納税証明書又は完納証明書
※様式第2号で市が公簿により納税状況を確認することに同意する場合は不要
- ・振込先の口座番号等がわかるもの ※預金通帳など
- ・印鑑 ※認印または法人印
- ・（農業法人の場合）組織及び運営に関する規約等の写し
- ・（障がい者の直接雇用の場合）障がい者手帳等障がい者に該当することが分かるもの



農福連携に取り組みたいけど、どうすればいいの？

市では、これから農福連携に取り組みようとしている農業者や障がい福祉事業所に向けた「[農福連携実践マニュアル](#)」や「[農福連携カレンダー](#)」を作成し、市HP等で公開しております！
ご希望の農作業について、受託が可能な事業所があれば、ご紹介いたしますので、**まずは、下記問合せ先までご相談ください！**



【問合せ先】 弘前市役所 前川本館 3階
農林部 農政課 地域経営係
〒036-8551
弘前市大字上白銀町 1-1
TEL : 0172-40-7102

各種SNSにて
情報発信中！



市HP



Instagram



Facebook